

指定多機能型事業所 くるみ園
保育所等訪問支援 くるみ園
重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定保育所等訪問支援のサービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条に基づき、事業所の概要や提供される保育所等訪問支援のサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

目 次

1. 法人の概要	2 P
2. 事業所の概要	2 P
3. 支援サービス実施地域及び開所日・時間	2 P
4. 職員の配置	2 P
5. 職務の内容	3 P
6. 事業所の規模の構造について	3 P
7. 支援サービスの内容(契約書第 4 条参照)	3 P
8. 利用料金及び支払方法(契約書第 5 条及び第 11 条参照)	3 P
9. 支援サービスの利用に関する留意事項(契約書第 3 条 3 参照)	4 P
10. 支援サービスの開始及び終了(契約書第 12 条～第 15 条参照)	5 P
11. 支援サービス実施の記録について(契約書第 7 条 5 参照)	5 P
12. 秘密の保持と個人情報の保護について(契約書第 7 条 3 参照)	6 P
13. 身分証携行義務	6 P
14. 損害賠償責任保険の加入について(契約書第 8 条参照)	6 P
15. 非常災害時の対応	6 P
16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	6 P
17. 虐待防止について(契約書第 16 条参照)	7 P
18. 身体拘束の適正化について	7 P
19. 感染症対策について	7 P
20. 業務継続計画について	7 P
21. 苦情受付について(契約書第 17 条参照)	8 P

社会福祉法人福角会
指定多機能型事業所くるみ園
当事業所は保育所等訪問支援事業者
の指定を受けています。
(愛媛県指定 第 3850100037 号)

1. 法人の概要

名称	社会福祉法人 福角会
所在地	愛媛県松山市福角町甲1829番地
電話番号	089-978-5855
代表者氏名	理事長 山崎 隆
設立年月	昭和47年5月31日

2. 事業所の概要

支援サービスの種類	指定保育所等訪問支援
目的	児童の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効率的な療育支援を行う。また、児童の意思及び人格を重視して、常に児童の立場に立った支援サービスの提供に努める。
事業所の名称	指定多機能型事業所 くるみ園
事業所の所在地	愛媛県松山市福角町甲1285番地1
電話番号	089-979-5026
FAX/Eメール	089-979-5027 / kurumien@poem.ocn.ne.jp
管理者氏名	江戸 卓郎 (兼任)
運営方針	①児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することを目指す。 ②生活能力の向上のために必要な療育支援を行い、社会との交流を図る。 ③地域及び家庭との結びつきを重視し、関係機関等との連携に努める。
事業所番号	愛媛県指定 第3850100037号 (平成25年4月1日指定)
利用定員	(保育所等訪問支援には定員はありません。)

3. 支援サービスの実施地域及び開所日・時間

実施地域	松山市全域
営業日	月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 事業所が指定した土曜日及び日曜日 ただし、事業所が定めた年末年始等及び悪天候に伴う休園日は除きます。
営業時間	午前8時20分～午後5時20分
サービス提供日	営業日と同じです。
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時00分
併設する事業	児童発達支援センター・放課後等デイサービス

4. 職員の配置

職種	常勤	非常勤	合計
管理者	1名(兼任)		1名
児童発達支援管理責任者	1名(兼任)		1名
訪問支援員	1名(兼任)		1名

5. 職務の内容

職種	職務の内容
管理者	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
児童発達支援管理責任者	保育所等訪問支援計画の作成業務のほか、児童又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。 また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。
訪問支援員	保育所等訪問支援計画に基づき、児童及び訪問先施設の保育士等に対し適切に指導当を行う。

6. 事業所の規模の構造について

①事務室(兼用)および相談室

部屋名	室数	面積
事務室・職員室	1	51.00 m ²
個別指導室	1	17.10 m ²

②その他の設備(兼用部分を含む)

園舎

部屋名	室数	面積	部屋名	室数	面積
指導訓練室	4	144.00 m ²	調理室(前室・食品庫含む)	1	57.96 m ²
遊戯室(ホール)	1	66.00 m ²	トイレ・シャワー室	7	60.26 m ²
多目的室(プレイルーム)	1	46.15 m ²	倉庫(備蓄倉庫含む)	10	77.1 m ²
個別指導室	1	17.10 m ²	備品室兼男性更衣室	1	18.75 m ²
相談室1, 2	2	25.00 m ²	女性更衣室	1	6.42 m ²
おもちゃライブラリー	1	33.00 m ²	廊下・階段		230.00 m ²
静養室・医務室	1	13.40 m ²	屋外プール(更衣室含)		86.99 m ²
園長室	1	18.00 m ²	園庭		447.48 m ²
職員室	1	51.00 m ²	園庭倉庫		19.22 m ²
合計面積					1,417.83 m ²

7. 支援サービスの内容(契約書第4条参照)

当事業所では、児童の発達や状況、保護者の要望を考慮した個別支援計画を作成して地域の保育所等に通う障害児等への保育所等訪問支援サービスを行います。

<保育所等訪問支援の内容>

1	児童本人に対する支援	集団生活への適応のための専門的な支援
2	訪問先施設の保育士等に対する支援	支援方法等の助言・指導

8. 利用料金及び支払方法(契約書第5条及び第11条参照)

(1) 保育所等訪問支援の利用者負担額について

保育所等訪問支援のサービス利用に対しては、各種加算で適用される料金を含め、定められた利用者負担分の額を

除いたものが児童発達支援給付費の給付対象となります。事業所が児童発達支援給付費の代理受領した場合、児童及びその保護者は、サービス利用支給決定時に定められた利用者負担分の額を事業所にお支払いいただきます。なお、事業者が保護者に代わり受領した児童発達支援給付費の額は保護者に通知します。

(2) 保育所等訪問支援のサービス利用料金

サービス利用料金および利用者負担分の詳細については、別紙「児童発達支援センターのサービス利用料金一覧」をご覧ください。

(3) 保育所等訪問支援のサービス利用にかかる実費負担額

(ア) 交通費について

範囲（通常の実施地域をこえる場合のみ）	料 金
事業所から片道50キロメートル未満	500円
事業所から片道50キロメートル異常	1,000円

(イ) その他必要な費用について

その他、保育所等訪問支援の活動で必要な費用については、実費をお支払いいただきます。

(ウ) サービス利用の中止について（契約書第11条参照）

支援サービスの利用を中止（欠席）する場合は、前もって事業所にご連絡ください。

(オ) 島しょ部への訪問の際の船舶の乗船費用について

松山市の島しょ部にお住まいの方で、保育所等訪問支援をご利用する場合は、別途船舶の乗船費用を御負担頂きます。

(4) 利用者負担額及び施設サービス利用にかかる実費負担額のお支払方法

前記（1）及び（2）の負担額は、社会福祉法人福角会各事業における月額のご利用請求の合計金額を一括し、福角会にて翌々月10日にお引き落としいたします。（10日が土曜・日曜・祝祭日の場合は翌日の平日に引き落としいたします。）

※ 口座引落は**伊予銀行**または**愛媛銀行**の本店並びに各支店に限ります。

※ 口座引落等に係る手数料は一切かかりません。

9. 支援サービスの利用に関する留意事項

(1) 受給者証の確認（契約書第3条3参照）

受給者証の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに事業所職員にお知らせ下さい。また、事業所職員より受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願い致します。

(2) 緊急時の支援

事業所は、児童に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は児童のかかりつけの医療機関などでの診療を依頼し、保護者への連絡をします。その場合、児童の健康保険証を使用するものとします。

なお、当事業所の嘱託医と協力医療機関は以下のとおりです。

嘱託医	科名	所在地	電話番号
岡本耳鼻咽喉科小児科 (岡本真理子医師)	小児科	松山市山越2丁目1-30	089-926-3349
協力医療機関名	科名	所在地	電話番号
岡本耳鼻咽喉科小児科	小児科	松山市山越2丁目1-30	089-926-3349
山本整形外科	整形外科	松山市内宮町533-4	089-979-5151
よしおか眼科	眼科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522

はしもと脳神経外科	脳神経外科	松山市馬木町 2230-1	089-989-5959
-----------	-------	---------------	--------------

(3) その他の留意事項

- ・ 事業所内は禁煙になっておりますのでご協力下さい。
- ・ 危険物の持ち込みは禁止いたします。
- ・ 感染症等にかかった場合は速やかにご報告してください。
- ・ 事業所で知り得た、他の児童及び保護者の情報を漏らさないで下さい。
- ・ サービス予定日に休まれる方は予めご連絡下さい。

10. 支援サービスの開始及び終了（契約書第13条～第16条参照）

(1) 支援サービスの利用開始

- ① 保育所等訪問支援について障害児施設給付費の支給決定を受けた方で、当支援サービス利用を希望される方は、当支援サービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② 支援サービスが決定した場合は、契約を締結し個別支援計画を作成して、支援サービスの提供を開始します。契約の有効期間は児童発達支援給付費支給期間と同じです。
- ③ 支援サービスの提供に当たっては、適切な支援サービスを提供するために、児童及び保護者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 支援サービスの終了

- ① 保護者が当事業所に対し30日間の予告期間において利用解除書で通知を行った場合は、この契約を解除する事ができます。ただし、児童及び保護者の病変、急な入院等やむを得ない事業がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除する事ができます。
- ② 当事業所が正当な理由なく支援サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、児童及び保護者などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、事業所の滅失や破損により、支援サービスの提供が不可能になった場合、または当事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、及びやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合、保護者は利用解除書で通知する事により直ちにこの契約を解除する事ができます。
- ③ 当事業所を閉鎖又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、支援サービス提供を終了させていただく事があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに利用解除書で通知します。
- ④ 保護者が支援サービス利用料金の支払を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて催告したにもかかわらず、その期限内までに支払がない場合、又は保護者が事業所や職員に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業所は文書で通知する事により直ちに契約を解除し、支援サービスを終了させて頂く事があります。
- ⑤ 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に支援サービスを終了いたします。
 - ・ 児童が受給者の対象となくなるとき

11. 支援サービス実施の記録について（契約書第8条5参照）

(1) 支援サービス実施記録の保存期間

個別支援計画及び支援サービス提供ごとの記録は、サービスの提供完了日より5年間保存いたします。

(2) 児童の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は保護者の負担となります）

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①児童及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、児童等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定多機能型事業所くるみ園の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た児童等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、保育所等訪問支援の契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た児童等の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。
<p>②個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、児童及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、児童及びその家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、児童及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、児童及びその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご負担いただきます。）

13. 身分証携行義務

訪問支援員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び児童またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 損害賠償責任保険の加入について（契約書第8条参照）

当事業所は、下記の損害賠償責任保険に加入しております。

保険会社 (株) 損害保険ジャパン

保険名 社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償 ～しせつの損害補償～

補償内容 基本補償A型

【対人賠償】 1名・2億円 1事故・10億

【対物賠償】 1事故 2,000万円

15. 非常災害時の対応（くるみ園内での対応）

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
防火管理者	1名以上の設置
避難訓練	児童福祉施設最低基準に基づき、月1回、年間計画の中で実施
防災設備	消火器、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具、非常通報装置

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有（多機能型事業所くるみ園としては有り）
実施年月日	令和7年3月13日（多機能型事業所くるみ園）
評価機関の名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
結果の開示状況	有・法人ホームページ (https://www.hukuzumikai.com)

17. 虐待防止について（契約書第16条参照）

事業所は、児童及び保護者の人権擁護、児童への虐待防止のため、下記の虐待防止に関する責任者を設置して必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	西村 奈緒（児童発達支援管理責任者）
-------------	--------------------

行政機関の虐待受付窓口

機 関 名	住 所	電話番号
愛媛県障がい者権利擁護センター	松山市一番町4丁目4-2	089-933-1577
松山市保健福祉部障がい福祉課	松山市二番町4丁目7-2	089-948-6849

18. 身体拘束について

事業者は、原則として利用児に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用児本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用児・家族に対して説明し同意を得たときのみ、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時理由及び態様等について記録を行います。

- (1) **切迫性** 直ちに身体拘束を行わなければ、利用児本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) **非代替性** 身体拘束以外に、利用児本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) **一時性** 利用児本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

身体拘束の適正化について

- ① 身体拘束防止に関する責任者は児童発達支援管理責任者とします。
- ② 身体拘束の記録について、その都度家族に提示を行います。
- ③ 身体拘束が適切であるかの検討委員会を開催します。
- ④ 身体拘束に対する指針を策定しています。
- ⑤ 職員に対する定期的な研修を実施しています。

19. 感染症対策について ① 感染症対策に関する責任者を選定しています 感染症対策に関する責任者 児童発達支援管理責任者：江戸 卓郎 ②事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記の対策を講じます。 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を行います。 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。 3 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

20. 業務継続計画の策定について ①事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

②事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。③事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変
更を行います。

21. 苦情受付について（契約書第17条参照）

（1）当施設における苦情受付窓口

担当者名	役職名	氏名	住 所	電話番号
苦情受付担当者	児童発達支援管理責任者	西村奈緒	松山市福角町甲 1285 番地 1	089-979-5026
苦情解決責任者	園 長	江戸卓郎	松山市福角町甲 1285 番地 1	089-979-5026
第 三 者 委 員	福 角 会 監 事	川中国和	松山市北条辻 637-11	089-993-3104
第 三 者 委 員	評議委員選任・解任委員	萬喜志男	松山市福角町甲 633-1	089-979-0805

（2）行政等などの受付機関

機 関 名	住 所	電話番号	
愛媛県	保健福祉部障がい福祉課	松山市一番町4丁目4-2	089-912-2420
松山市	保健福祉部障がい福祉課	松山市二番町4-7-2	089-948-6719
愛媛県社会福祉協議会	運営適正委員会	松山市持田町3丁目8-15	089-998-3477

22. カスタマーハラスメントへの対応について

当事業所では、利用児及びそのご家族からの暴言・暴力・威圧的言動・不当な要求等の「カスタマーハラスメント」に対しては、職員の安全確保と適正なサービス提供の為に、状況に応じて対応・是正のお願いをさせて頂く場合があります。

改善が見られない場合には、やむを得ずサービスの一時停止・契約解除を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和 年 月 日

支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 愛媛県松山市福角町甲 1285 番地 1

名 称 指定多機能型事業所 くるみ園

保育所訪問事業 くるみ園

説明者 職名 児童発達支援管理責任者

氏名 西 村 奈 緒 ㊞

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項説明を受け、支援サービスの提供に同意しました。

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ ㊞

児童氏名 _____